

特定施設の届出のしおり

1. 下水道法に基づく特定施設の届出

特定施設を設置する工場・事業場は公共下水道を使用する場合、次のような届出をしてください。

届出を要する場合	届出の種類及び様式	届出の期限	法律上の根拠	罰 則
特定施設を新しく設置しようとする場合	特定施設設置届 (様式第6)	あらかじめ。ただし、届出が受理された翌日から起算して、60日を経過したのちでなければ設置工事に着手できませんので注意してください。	法第12条の3 第1項	3月以下の懲役 または20万円以下の罰金
使用している施設が新たに特定施設に指定された場合 (設置工事中のものも含む。)	特定施設使用届 (様式第7)	特定施設に指定された日から30日以内	法第12条の3 第2項	20万円以下の罰金
特定施設を設置している工場・事業場が新たに公共下水道を使用する場合		公共下水道を使用することになった日から30日以内	法第12条の3 第3項	
特定施設の届出事業場が次の届出内容を変更しようとする場合 ・ 特定施設の構造 ・ 特定施設の使用の方法 ・ 汚水の処理の方法 ・ 下水の量及び水質、用水及び排水の系統	特定施設の 構造等変更届 (様式第8)	あらかじめ。ただし、特定施設の構造、使用方法及び汚水の処理の方法の変更については、届出が受理された翌日から起算して、60日を経過したのちでなければ変更の工事に着手できませんので注意してください。	法第12条の4	3月以下の懲役 または20万円以下の罰金
氏名・所在地・名称等に変更があった場合	氏名変更等届 (様式第10)	変更の日から30日以内	法第12条の7	10万円以下の過料
特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届 (様式第11)	廃止の日から30日以内	法第12条の7	10万円以下の過料
特定施設の届出をした者の地位を承継した場合	承 継 届 (様式第12)	承継の日から30日以内	法第12条の8	10万円以下の過料

(注) 「特定施設使用廃止届」の対象となるのは設置されている同じ特定施設番号のすべての施設の使用をやめることにより、その特定施設番号がなくなる場合をいい、同じ特定施設番号の施設が複数あり、その一部の施設の使用をやめる場合は「特定施設の構造等変更届」の対象としております。

2. 届出の方法

公共下水道を使用する工場・事業場が新たに特定施設を設置しようとする場合、公共下水道を使用する特定施設の設置者が特定施設の構造等を変更しようとする場合、公共下水道を使用する工場・事業場に設置している施設が新たに特定施設に指定された場合及び特定施設の設置者が新たに公共下水道を使用することとなった場合は次の届出が必要となります。

(1) 各種届出書

	書 類 な ど の 名 称	様 式 な ど
届出書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設設置届出書 ○ 特定施設使用届出書 ○ 特定施設の構造等変更届出書 	様式第6（第8条関係） 様式第7（第9条関係） 様式第8（第10条関係）
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設の構造及び使用の方法 ○ 汚水の処理の方法 ○ 下水の量・水質・用水及び排水の系統 	別紙－1 別紙－2 別紙－3 <small>（特定施設の構造等変更届は別紙-3及び別紙-4）</small>
添付図面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場又は事業場の周辺見取図 ○ 工場又は事業場内の建物等の配置図、特定施設、除害施設、主要機械、主要装置の配置図及び特定施設から除害施設に至る導水路図 ○ 特定施設の構造概要図 ○ 除害施設の構造概要図 ○ 特定施設を含む操業系統図、汚水の処理系統図 ○ 用水及び排水の系統図 	別図－1 別図－2 別図－3 別図－4 別図－5 別図－6

(2) 実施制限期間短縮願

特定施設の設置又は構造等の変更の届出にあたり、特別な事情により早急に工事をなどを行う必要がある場合は、実施制限期間の短縮を願い出ることができます。その場合、実施制限期間短縮願を届出書に添付して下さい。届出内容が相当と認められる場合は実施制限期間の短縮を行うことができます。

(3) 届出書の提出部数

正本1部を提出して下さい。ただし、流域関連公共下水道の区域に下水を排除する場合は正本とその写し、計2部を提出して下さい。大きさは原則、A4として下さい。なお、届出書の写しを作成して保管しておくと、次回の届出に役立ちますのでお勧めします。

(4) 提出期限

下水道法に基づく届出の種類とその提出期限については、前頁の表のとおりです。法に定める期限内に届出ないものは、処罰されることがあります。（法第47条の2、法第49条、法第51条）

(5) 提出先

☎ 590-0902 堺市堺区松屋大和川通4丁147-1
 堺市 上下水道局 三宝水再生センター 水質規制係
 TEL 072-229-1700 FAX 072-232-4957

3. 届出後の注意事項

(1) 実施の制限

特定施設設置届又は特定施設の構造等変更届（下水の量・水質及び排水系統のみの変更の場合を除く。）に関わる工事は届出が受理された日の翌日から起算して、60日を経過したのちでなければ着手できませんので注意してください。（法第12条の6第1項）

ただし、公共下水道管理者が届出の内容が相当であると認め、実施制限期間の短縮を許可した場合は、解除した日から工事に着手できます。（法第12条の6第2項）

(2) 計画変更命令

公共下水道管理者は実施の制限がかかる届出に関しては届出書受理後、届出内容（特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法等）に関して技術審査を行います。計画内容が下水排除基準に定められた水質に適合しないと認められる場合は計画の変更（計画の廃止を含む。）を命ずることがあります。（法第12条の5）

(3) 届出者の遵守義務等

下水排除基準に適合しない水質の下水を排除した場合、以下の事業場は行政措置（改善命令等）をまたずに警察の摘発を受ける場合がありますので注意して下さい。（法第46条の2）

- シアン、カドミウム等の有害物質を使用する特定事業場
- 亜鉛、銅等の重金属を含む下水を排出する事業場で総排水量が30m³/日以上
の特定事業場
- PH、BOD、浮遊物質、油等を含む下水を排出する事業場で総排水量が50m³/日
以上の特定事業場

(4) 事故時の措置（法第12条の9）

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用するものは、有害物質又は油が事業場から排出され、公共下水道へ流入する事故が発生したときは、排出を防ぐ応急措置を講じるとともに、速やかに、その事故の状況や講じた措置の概要を公共下水道管理者に報告しなければなりません。

(5) 水質測定義務等（法第12条の12）

特定施設の設置者は排水口における水質を測定する義務がありますので排水の水質を定期的に測定して下さい。

なお、測定結果は以下の様式（下水道法施行規則第15条第5号）の水質測定記録表により記録し、その記録を5年間保存するとともに公共下水道管理者が提出を求めた場合は報告して下さい。

様式第13（第15条関係）

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量m ³ /日								

- 備考
1. 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2. ダイオキシン類についての測定記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 厚生省令・建設省令第1号）第9条に規定するところにより2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

特定施設設置届出書

① 令和**年**月**日

堺市公共下水道管理者殿

② 申請者

住所 堺市場区南瓦町3番1号

電話番号 ***-***-***

氏名 堺工業(株)

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

代表取締役社長 堺太郎

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

③ 工場又は事業場の名称	堺工業(株) 大和川工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	堺市場区松屋大和川通 4丁147-1	※受理年月日	年 月 日
④ 特定施設の種別	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 61号-ハ 圧延施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむ得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

届出書記入例（鑑）

- ① 届出を行う年月日を記入して下さい。
- ② 申請者の住所、電話、氏名
 - 1 法人の場合は、本社などの所在地または当該事業場の所在地を記入して下さい。
 - 2 申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
- ③ 特定施設を設置しようとする事業場の名称及び所在地を記入して下さい。
- ④ 水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる特定施設番号及び施設名（特定施設の種類が複数ある場合は、すべての特定施設番号、施設名）を記入して下さい。

特定施設の構造及び使用の方法

①	特 定 施 設 名	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	61号-ハ 圧 延 施 設
	型 式	◎◎社製◎◎型	○○社製○○型 連続式
	着工(予定)年月日	令和 ○○年 ○○月 ○○日	令和 ○○年 ○○月 ○○日
	完成(予定)年月日	令和 ××年 ××月 ××日	令和 ××年 ××月 ××日
	使用開始(予定)年月日	令和 ◇◇年 ◇◇月 ◇◇日	令和 ◇◇年 ◇◇月 ◇◇日
②	構 造	鋼鉄製ビニールライニング	鋼鉄製(一部ステンレス)
③	主 要 寸 法	縦○○mm×横○○mm×奥行○○mm	縦○○mm×横○○mm×奥行○○mm
④	能 力 (時間あたり)	鋼板 ○○t/時間/基	鋼板 ◇◇t/時間/基
⑤	特定施設を含む主要機械 又は装置の設置場所	別図 2 のとおり。	別図 2 のとおり。
⑥	操 業 系 統	別図 5 のとおり。	別図 5 のとおり。
⑦	1 日 当 た り の 使 用 時 間	9 時から 17 時まで 4 時間/日	9 時から 17 時まで 7 時間/日
⑧	使用の季節的変動の概要	4～6月は通常の50%増し	季節変動なし
⑨	原材料の種類、使用方法 及び1日当たりの使用量	60%硫酸 表面処理用 ○○ℓ/日(補給分) 生石灰 中和用 ○○kg/日(補給分) 原材料 鋼板 ○○t/日	原材料 鋼板 ◇◇t/日
⑩	老化廃液の分離方法	老化濃厚廃液 ○○ℓ/月 産業廃棄物業者委託処分	
	使 用 時 の 汚 水 量 及 び 水 質	別図 5 のとおり。	別図 5 のとおり。
⑪	参 考 事 項	4 基	2 基

備考 使用時の汚水量及び水質の欄の記載については、別図によることとし、操業系統の図面とかねて記入してもよい。

届出書記入例（別紙1）

- ◎ 各欄の記入で1項でも異にするものについては、別々の欄に記入して下さい。なお、特定施設の数が多い場合は、別表に必要事項を記入して届出書に添付してもかまいません。その場合、（別紙1）の参考事項の項に「別表のとおり」と記入して下さい。
- ◎ 構造等変更届の場合、構造、使用の方法を変更する特定施設に関しては変更前、変更後の欄に、その内容を記入して下さい。変更のない特定施設については、変更前の欄を記入し、変更後の欄は斜線を引き参考事項の項に変更なしと記入して下さい。このことは、別紙2についても同じです。
- ① 水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類特別措置法施行令別表第2に掲げる施設番号及び名称を記入して下さい。
構造等変更届では、設置されているすべての特定施設について、その名称及び施設番号を記入して下さい。変更しない特定施設は変更後の欄に斜線を引き、参考事項の項に変更なしと記入して下さい。
- ② 特定施設の主な構成材料を記入して下さい。
（例） コンクリート製、ステンレス製、鋼鉄製、塩化ビニール製など
- ③ 特定施設の大きさなどを表示して下さい。
（例） 縦〇〇（mm）×横〇〇（mm）×奥行〇〇（mm）及び内容積（m³）、特定施設の所要面積（m²）など
- ④ 特定施設をフル稼働した場合の原材料を処理できる1基当たりの時間能力を記入して下さい。
（例） 原材料〇〇 ◇◇ t / 時間 / 基
- ⑤ （別図2）に記入して下さい。
- ⑥ （別図5）に特定施設を含む生産工程をフローシートとして記入して下さい。
- ⑦ 特定施設の使用間隔や1日当たりの使用時間を記入して下さい。
- ⑧ 季節変動があるときは記入して下さい。ないときは「なし」と記入して下さい。
（例） 4～6月は通常の50%増し
- ⑨ 特定施設で使用する原材料、消耗資材などの種類、使用の方法及び使用量を記入して下さい。
（例） 原材料 鋼板 〇〇 t / 日
[60%硫酸 表面処理用 〇〇ℓ / 日（持ち出し分補給）]
[消石灰 中和用 〇〇kg / 日（持ち出し分補給）]
- ⑩ 特定施設から排出される廃液などの処理方法について記入して下さい。
（例） 濃厚老化廃液 〇〇 t / 月 / 基については、産業廃棄物処理業者委託処分
その他の廃液は排水処理施設にて処理。
- ⑪ 特定施設の基数（同型式、同能力のものに限る。）などを記入して下さい。
構造等変更届出では廃止、新設、移設の別を記入して下さい。
（例） 3基新設。 2基使用し、1基は予備のため未使用。

汚水の処理の方法

①	除 害 施 設 名	中和・凝集沈殿処理施設	
	除害施設の設置場所	別図 2 のとおり。	別図 のとおり。
	着工（予定）年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	年 月 日
	完成（予定）年月日	令和 ×× 年 ×× 月 ×× 日	年 月 日
	使用開始（予定）年月日	令和 ◇◇ 年 ◇◇ 月 ◇◇ 日	年 月 日
②	除害施設の種類、型式、 構造、主要寸法、時間能 力及び汚水の処理の方法	〇〇社製◎◎型 連続式 処理能力 ◇◇m³/時間 縦〇〇×mm横〇〇mm×奥行〇〇mm 中和・凝集沈殿処理法 (詳細は別図4参照)	
	汚水の処理系統	別図 5 のとおり。	別図 のとおり。
	汚水の集水及び導水方法	別図 2 のとおり。	
③	除害施設の1日当 りの使用時間及びそ の季節的変動の概要	9 時から 17 時まで 8 時間/日	時から 時まで 時間/日
④	汚水の処理に要する 消耗資材の1日当 りの用途別使用量	凝集沈殿処理 - 硫酸第一鉄〇〇kg/日 生石灰 〇〇kg/日 高分子凝集剤 〇〇kg/日 カセイソーダ 〇〇kg/日 中和処理 - 硫酸(60%)〇〇kg/日	
	処 理 前 後 の 水 量 及 び 水 質	別図 5 のとおり。	別図 のとおり。
⑤	残 さ の 量 及 び そ の 処 理 の 方 法	脱水ケーキ(含水率75%) 〇〇t/月 産業廃棄物業者委託処分	
	公 共 下 水 道 へ の 排 除 方 法 (排 水 口 の 位 置 、 数 、 排 出 先)	別図 2 のとおり。	別図 のとおり。
⑥	そ の 他 の 記 載 事 項		

備考 1. 汚水の集水及び導水方法の欄の記載については、別図によることとし、施設から除害施設に至る導水路並びに工場内の排水経路を明らかにすること。

2. 処理前後の水量及び水質の欄の記載については、別図によることとし、汚水の集水及び導水方法の欄の図面に記入してもよい。

届出書記入例（別紙2）

- ① 汚水などの処理施設の一般的名称。
還元処理、中和処理、凝集沈殿処理などが一連である場合は、その処理方法を列記して下さい。処理方法が同じであっても、別系列の場合は別の欄に当該名称を記入して下さい。
（例）還元、中和、凝集沈殿処理施設
- ② 種類、型式について ⇒ 施設名を記入して下さい。（□□社製◇◇型）
構造について ⇒ 施設の主な構成材料を記入して下さい。
主要寸法について ⇒ 施設の主要寸法などを記入して下さい。
能力については ⇒ 時間当たり処理できる汚水量（○○m³/時間）及び発生する汚泥を処理する脱水機等の処理能力（○○ℓ/回）も記入してください。
（注）この項には主なものについてのみ記入し、詳細は（別図4）に記入して下さい。
- ③ 除害施設の使用間隔、1日の使用時間及び季節変動などを記入して下さい。
- ④ 排水処理に要する消耗資材（薬品、オイルマットなど）の1日当たりの使用量を用途別（還元処理、中和処理、凝集沈殿処理、オイル吸着など処理方法別）に記入して下さい。
- ⑤ 排水処理により脱水ケーキなどの量及び処分の方法を記入して下さい。
- ⑥ 排水処理の方法などについて参考となるべき事項を記入して下さい。

下水の量及び水質・用水及び排水の系統

①	排水口 番号	No.1	No.2	No.3			合計
②	排水 量 (m^3 /日)	作業排水	30.0				30.0
		冷却水	20.0				20.0
		生活排水		5.0	5.0		10.0
		合計					
	平均	50.0	5.0	5.0		60.0	
最大	75.0	7.5	7.5		90.0		
③	水 質 (単位 mg /ℓ・ PHを 除く)	PH	平均	6.0~8.0			
			最大	5.1~8.9			
	BOD	平均	100				
		最大	600未満				
	SS	平均	100				
		最大	600未満				
	N-ヘキサン	平均	1.0				
		最大	5以下				
	クロム	平均	1.0				
		最大	2以下				
亜鉛	平均	1.0					
	最大	2以下					
④	参 考	作業排水	生活排水	生活排水			

⑤	用水の 種類 及び 量	上水道	10.0	m^3 /日
		地下水	20.0	m^3 /日
		工業用水	40.0	m^3 /日
				m^3 /日
		合計	70.0	m^3 /日
	用水及び排水の系統図	別図 6 のとおり		

備考 用水の用途別使用量(日量)は、系統図に記載すること。

⑥ 用水量と排水量の差はクーリングタワーによる蒸発があるため。

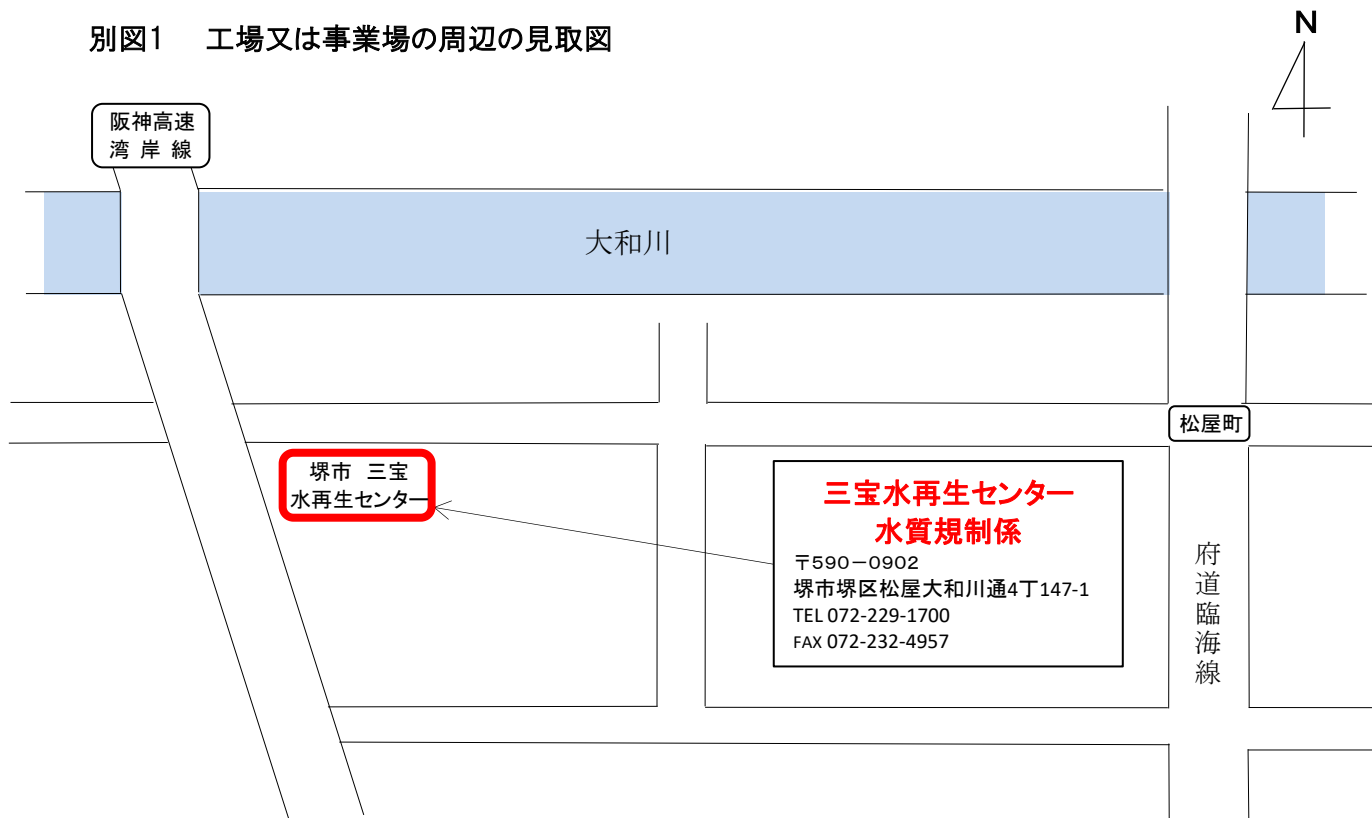
添付図面

1. 工場又は事業場の周辺の見取図。
2. 工場又は事業場の敷地内の建物等の配置図、特定施設、除害施設、主要機械、主要装置の配置図、特定施設から除害施設に至る導水路図。
3. 特定施設の構造概要図。
4. 除害施設の構造概要図。
5. 特定施設を含む操業系統図、汚水の処理系統図。
6. 用水及び排水の系統図。

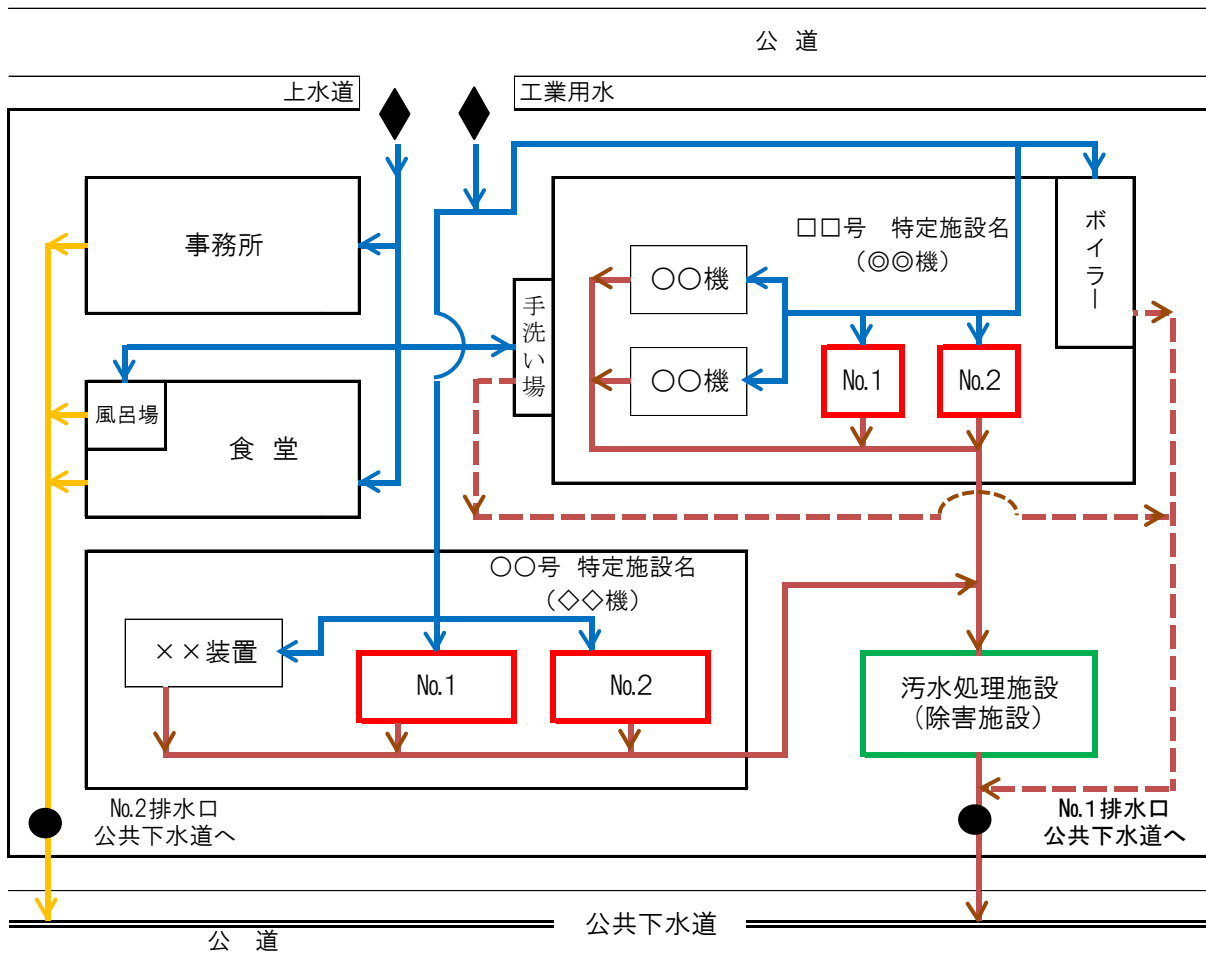
届出書記入例（別紙3）

- ① 排水口は公共下水道へ排除するためのすべての排水口番号を記入して下さい。
- ② 排水の量は排水の種類に応じ、排水口別に下水の通常の間及び最大の間を記入して下さい。
- ③ 水質は使用原材料、使用薬品などからみて、公共下水道へ排除される可能性のある項目について排水口別に下水の水質の通常の間及び最大の間を記入して下さい。
- ④ 備考欄には、下水の種類を記入して下さい。
（例） 作業排水、冷却水、生活排水などの別。
- ⑤ 用水の種類及び量は事業場で使用する用水の通常の間を記入して下さい。
- ⑥ 用水量と排水量に差が生じる場合は、その理由を欄外へ記入して下さい。
（例） 用水量と排水量の差はクーリングタワーによる蒸発があるため。
（例） 用水量と排水量の差は製品への持ち出しによる。

別図1 工場又は事業場の周辺の見取図



別図2 工場内の建物などの配置図及び特定施設、除害施設、主要機械、主要装置の配置図、特定施設から除害施設に至る導水路図、用水及び排水の導水路図



届出書記入例

別図1 工場又は事業場周辺見取図

- ◎ 工場又は事業場の場所がわかる周辺の地図を添付して下さい。
- ◎ 工場又は事業場の敷地を赤色で囲み、その場所を明示して下さい。

別図2 工場内の建物などの配置図及び特定施設、除害施設、主要機械、主要装置の配置図。特定施設から除害施設に至る導水路図、用水及び排水の導水路図。

- ◎ 工場又は事業場の敷地内の建物、特定施設、除害施設、主要機械、主要装置などの名称及び用水が各施設などをとおり、公共下水道に排除される導水路などを判りやすく記入して下さい。
- ◎ 構造等変更届の場合は変更前、変更後の図面を添付し、変更のないものについても変更なしと記入し、図面を添付して下さい。（別図3～6に関しても同じ）
- ◎ 特定施設、除害施設及び用水、排水などの色分け。

特定施設は  赤で囲む。











除害施設は  緑で囲む。

構造等変更届の変更部分については

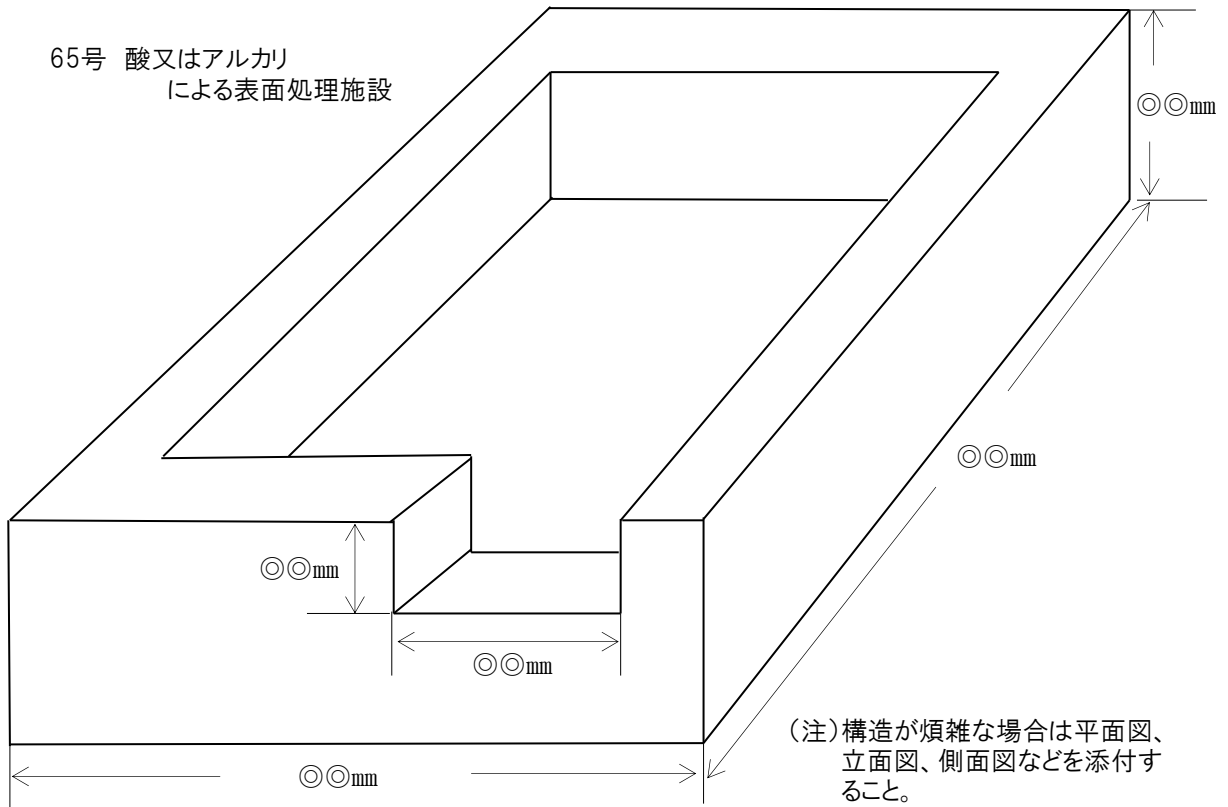
特定施設は  赤で塗りつぶす。

除害施設は  緑で塗りつぶす。

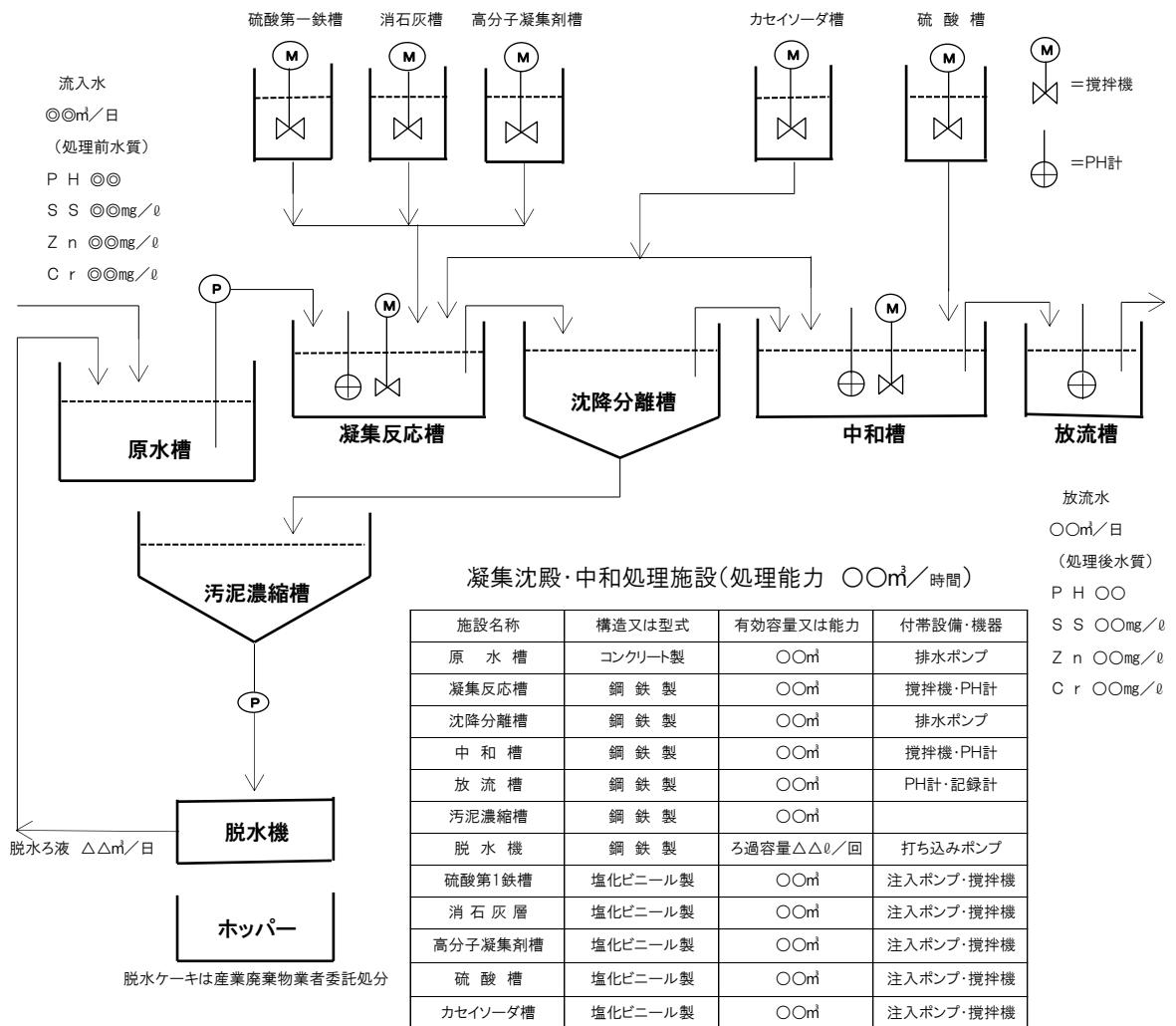
用水、排水については、種類ごとに色分けし判りやすく明示して下さい。

(例)	用 水 (上水、工業用水、地下水など)		水 色	
	作業排水 (処理を必要とする排水)		茶 色	
	作業排水 (冷却水など処理を必要としない排水)		茶 色	
	雑 排 水 (生活排水など作業排水外の排水)		黄 色	
	循 環 水		紫 色	

別図3 特定施設の構造概要図



別図4 除害施設の構造概要図



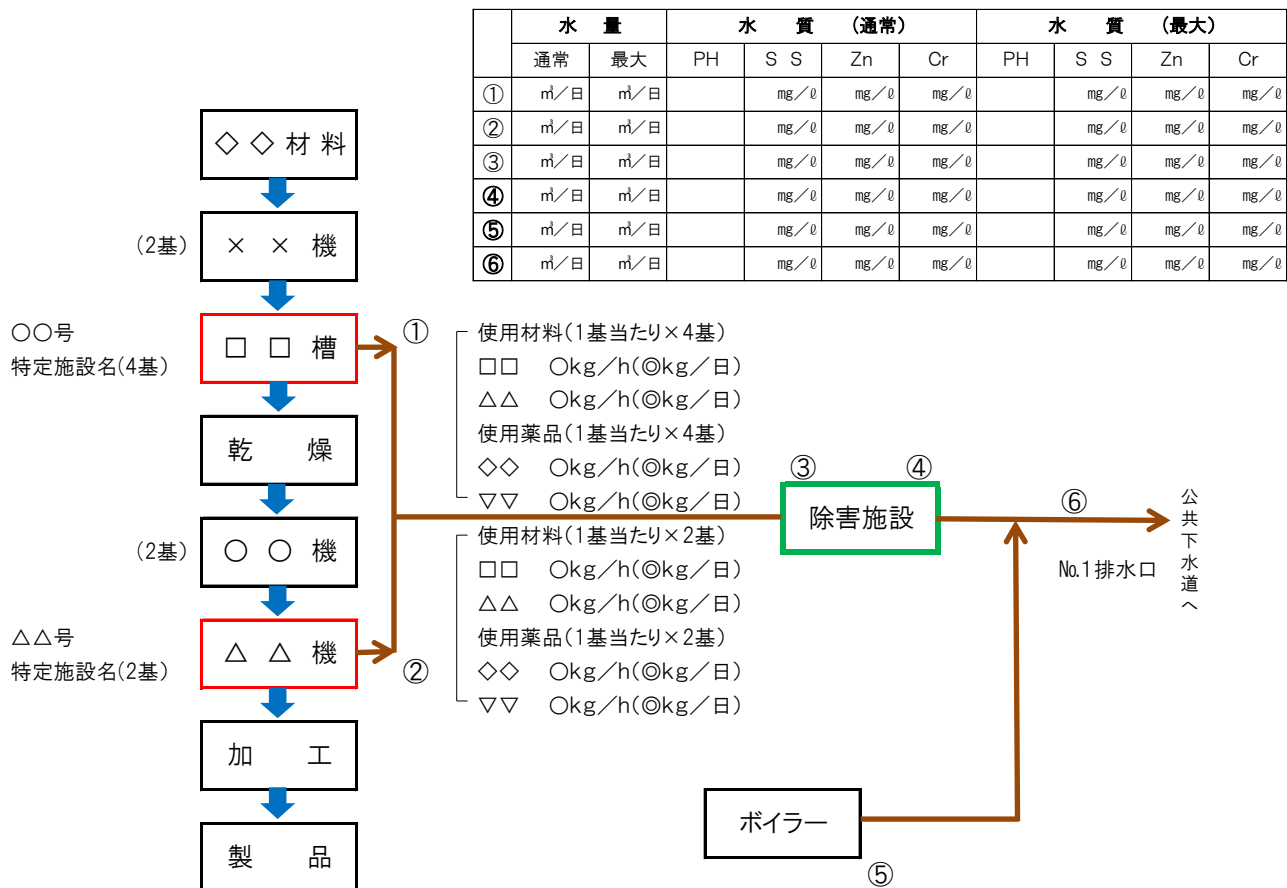
別図3 特定施設の構造概要図

- ◎ 特定施設番号及び特定施設の名称を記入して下さい。
- ◎ 構造が煩雑な場合は、平面図、立面図、側面図などを添付して下さい。
- ◎ 構造等変更届で届けられている複数の特定施設のうち、一部の特定施設の使用をやめる場合でも使用をやめる特定施設の構造概要図も添付し、廃止と記入して下さい。

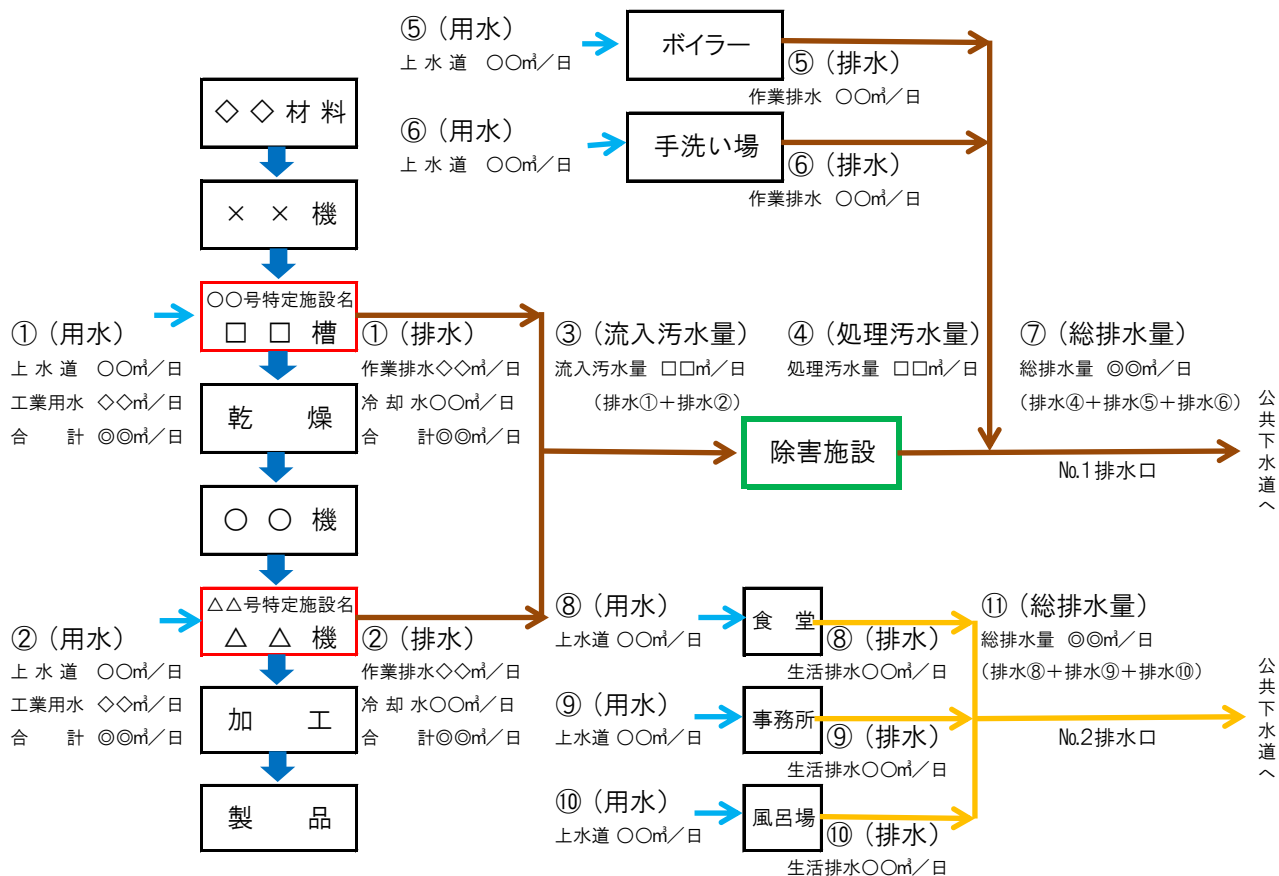
別図4 除害施設の構造図

- ◎ 除害施設の各施設の構造図に施設の名称及び寸法（有効容量 m^3 ）、付帯設備などを記入し、汚水処理の工程をフローシートとして判りやすく示して下さい。
- ◎ （別紙2）の②の項に記入できなかった事項については、この図面に記入して下さい。
- ◎ 仕様書、設計図面及び水質説明書を添付して下さい。

別図5 特定施設を含む作業系統図及び汚水の処理系統図



別図6 用水及び排水の系統図



別図5 特定施設を含む操業系統図・汚水の処理系統図

- ◎ 工場又は事業場の操業系統を縦にフローシートとして記載し、特定施設番号及び特定施設の名称を記入して下さい。
- ◎ 特定施設を含む各施設から排出される汚水の除害施設に至るまでの処理系統(汚水の流れ)を横に示して下さい。
- ◎ 特定施設を含む各施設から排出される汚水の量及び水質、加工する材料の種類及び量、使用する薬品の種類及び量などを記入して下さい。

別図6 用水及び排水の系統図

- ◎ (別図5)を元図として、その他の施設(風呂、食堂など)を含め、フローシートとして記載し、各施設の用水の種類及び量、排出される汚水の種類及び量を記入して下さい。
また、公共下水道への排水口No.も明示して下さい。

(注) この図は(別図5)に合わせて記載し、(別図5・6)として添付しても結構です。